

# 中野市いのち支える自殺対策計画

(令和2年度 ~ 令和6年度)

健康長寿のまち中野市  
シンボルキャラクター



健康くん



元気くん

令和2年3月

中 野 市

## はじめに



平成18年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、全国的に自殺者数は減少傾向にあります。依然として年間約2万人の方が命を絶たれており、深刻な状況にあります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れなどの様々な社会的な要因も重なり、複合的に連鎖する中で起きています。

自殺対策の本質が生きることの包括的な支援にあることを改めて認識し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策を結び付け、市民の皆様と一体となった取組を展開することにより、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり、社会づくりを推進してまいります。

計画の策定に当たり、貴重なご意見やお力添えを賜りました中野市健康づくり推進協議会及び中野市いのち支える自殺対策推進懇話会の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係機関、関係者の皆様、市民の皆様方に感謝申し上げます。

令和2年（2020年）3月

中野市長 池田 茂

# 目 次

1	計画の基本的な考え方	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の位置付け	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画の数値目標	
2	中野市の自殺者数の年次推移	3
	(1) 自殺者数の推移	
	(2) 自殺死亡率の推移	
3	中野市の自殺をめぐる現状	4
	(1) 統計データから見る自殺の現状	
	(2) 「こころの健康に関する市民意識調査」の結果・分析	
4	自殺対策における取組	12
	(1) 基本施策	
	① 市民への啓発と周知	
	② 自殺対策を支える人材の育成	
	③ 生きることへの促進要因への支援	
	④ 地域におけるネットワークの強化	
	⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	
	(2) 重点施策	
	① 高齢者自殺対策	
	② 生活困窮者等自殺対策	
	③ 未成年者自殺対策	
	(3) 評価指標	
	(4) 市 関連事業一覧	
	(5) 関係機関・団体 関連事業一覧	
5	自殺対策の推進体制等	38
	(1) 計画推進のための連携	
	(2) 推進体制	
	[参考資料]	44
	・ 資料 1 自殺対策基本法	
	・ 資料 2 自殺総合対策大綱（概要）	
	・ 資料 3 こころの健康に関する市民意識調査 調査票	
	・ 資料 4 相談窓口一覧	
	・ 資料 5 計画策定経過	

# 1 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成9年(1997年)までは2万人台でしたが、平成10年(1998年)に3万人を超え、以降14年連続で3万人を超えていました。

そうした状況を踏まえ、平成18年(2006年)10月に、「自殺対策基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺が、「社会の問題」と認識されるようになり、自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は平成24年(2012年)に2万人台となり、以降は9年連続で減少となっています。

しかし、我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺死亡者の数)は、世界の主要7か国の中で最も高く、非常事態は続いているといえます。

このような状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的に推進するため、平成28年(2016年)4月には改正基本法が施行され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、市町村は自殺対策についての計画を定めるものとされました。

平成29年(2017年)7月には、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」の見直しが行われ、閣議決定されました。

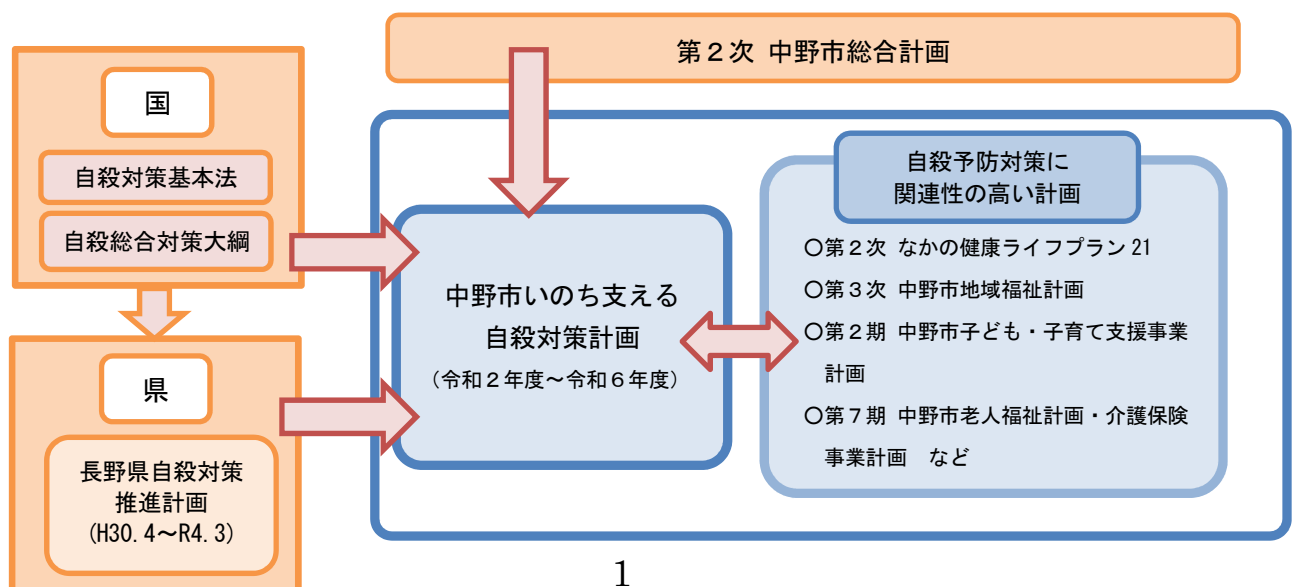
本計画は、改正基本法および自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、市民が連帯意識を持ち、自殺対策を当事者本位の「生きることの包括的な支援」として推進し、誰も自殺に追い込まれることのない地域・社会づくりを実現するため、策定するものです。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、改正基本法第13条第2項の規定に基づき、自殺総合対策大綱及び本市の実情に応じた施策を示した計画となります。

この計画は、中長期的な視点を持って、継続的に実施していくため、第2次中野市総合計画における中野市が目指す将来都市像「緑豊かなふるさと文化が香る元気なまち」の実現に向けた、本市の自殺対策の基本となる計画です。

関連性の高い計画となる「なかの健康ライフプラン21」、「中野市地域福祉計画」などとの整合を図り、策定されています。



(3) 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は、平成 19 年（2007 年）6 月に初めて策定された後、平成 24 年（2012 年）8 月に見直しされ、平成 29 年（2017 年）7 月に改正基本法に基づき大幅に改定されました。このように、これまでの大綱は、概ね 5 年に一度を目安に改定されています。

本計画も国の動向を踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

(4) 計画の数値目標

本計画策定直近の中野市の平成 30 年（2018 年）の自殺者数は 4 人で、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺死亡者の数）は 8.89 と、全国の 16.18、長野県の 15.85 を下回っています。

国の大綱では、「令和 8 年（2026 年）までに自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比較して 30%以上減少させる」としており、県の計画では、令和 4 年（2022 年）までに自殺死亡率を 13.6 以下にすること」を目標としています。

中野市では、国の目標に準じて、「自殺死亡率を令和 6 年（2024 年）までに平成 30 年（2018 年）と比較して 30%以上減少させること」を目標とします。

項目	基準値 平成 30 年（2018 年）	目標数値 令和 6 年（2024 年）
自殺死亡率 (人：人口 10 万対)	8.89	平成 30 年（2018 年）と 比較して 30%以上減少

$$\text{自殺死亡率} = \frac{\text{自殺による死亡者数}}{\text{各年 1 月 1 日人口}} \times 100,000$$

## 2 中野市の自殺者数の年次推移

### (1) 自殺者数の推移

中野市における自殺者数は、全国や長野県と同様に、平成 21 年(2009 年)以降の 10 年間でみると、減少傾向にあります。

#### ・自殺者数の推移(全国、長野県、中野市) (単位 人)

	H21 (2009 年)	H22 (2010 年)	H23 (2011 年)	H24 (2012 年)	H25 (2013 年)	H26 (2014 年)	H27 (2015 年)	H28 (2016 年)	H29 (2017 年)	H30 (2018 年)
全国	32,485	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668
長野県	546	526	492	466	416	463	404	368	337	335
中野市	20	13	12	12	13	10	14	8	4	4

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

### (2) 自殺死亡率の推移

中野市においては、平成 28 年までは、全国、長野県を上回る自殺死亡率となっていました。平成 29 年以降は、自殺死亡率が 10 人未満となり、全国、長野県の自殺死亡率を大きく下回っています。

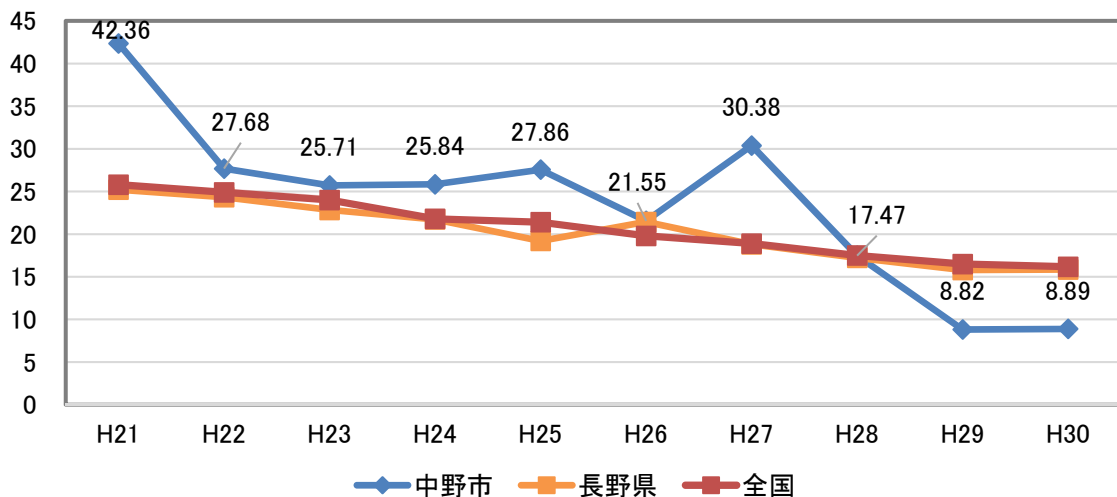
#### ・自殺死亡率の推移(全国、長野県、中野市) (単位 人：人口 10 万対)

	H21 (2009 年)	H22 (2010 年)	H23 (2011 年)	H24 (2012 年)	H25 (2013 年)	H26 (2014 年)	H27 (2015 年)	H28 (2016 年)	H29 (2017 年)	H30 (2018 年)
全国	25.56	24.66	24.06	21.78	21.06	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18
長野県	25.17	24.33	22.84	21.72	19.21	21.43	18.80	17.22	15.85	15.85
中野市	42.36	27.68	25.71	25.84	27.86	21.55	30.38	17.47	8.82	8.89

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)

### 自殺死亡率の推移

(人：人口 10 万対)



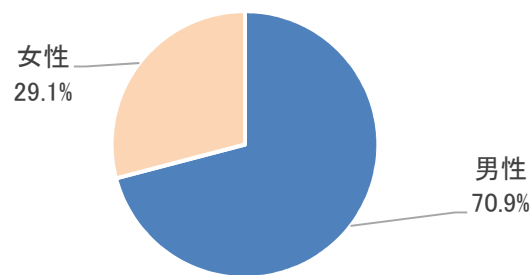
### 3 中野市の自殺をめぐる現状

#### (1) 統計データから見る自殺の現状

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

##### ① 自殺者の性別

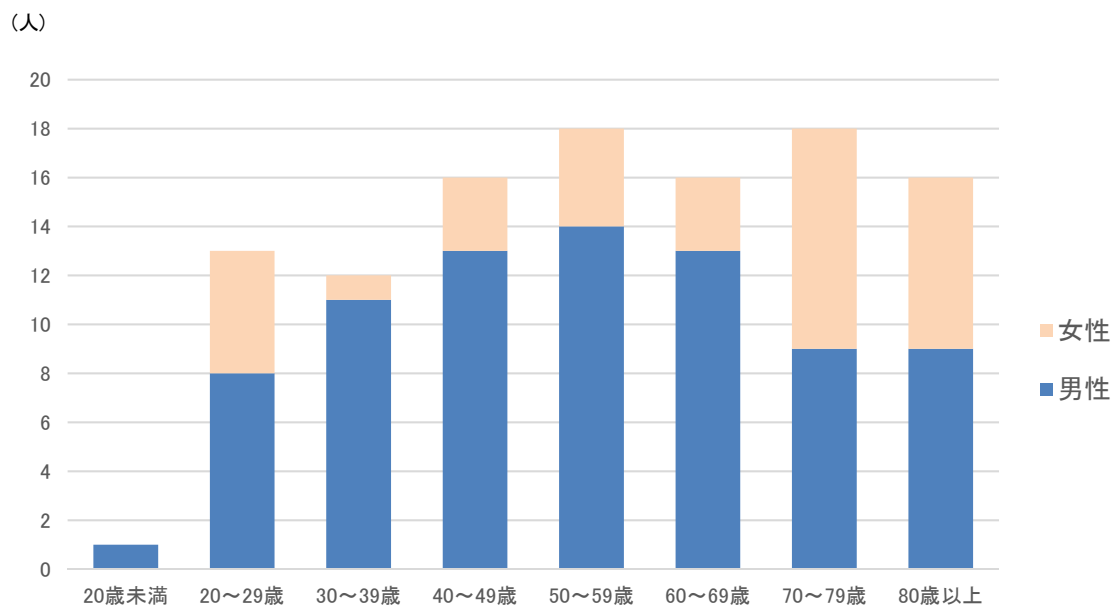
男性が7割、女性が3割です。



過去10年間の自殺者の性別の割合

##### ② 年齢階級別自殺者数

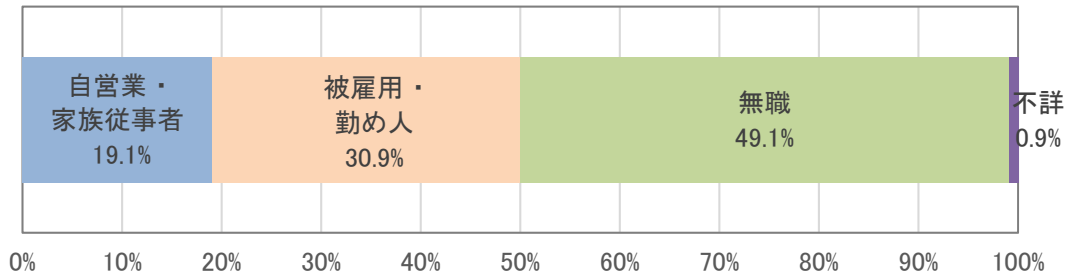
60歳代までは男性が多くなっていますが、70歳代以降は男性と女性にさほど差はありません。



過去10年間の年代別自殺者数

### ③ 自殺者の職業

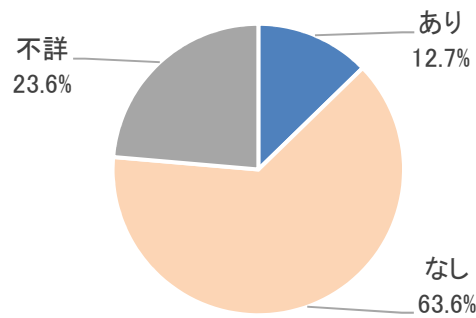
有職者と無職者の割合は半々です。



過去10年間の職業形態別自殺者の割合

### ④ 自殺未遂歴の有無

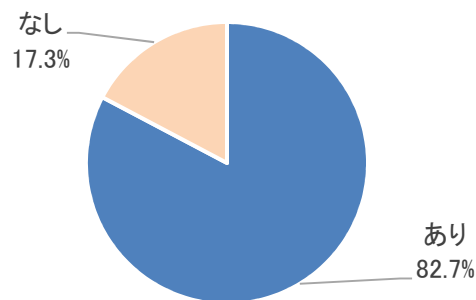
自殺者のうち、自殺未遂歴のある人が約1割います。



過去10年間の自殺者の自殺未遂歴の有無の割合

### ⑤ 同居人の有無

自殺者の約8割は独居ではなく、同居人がいます。

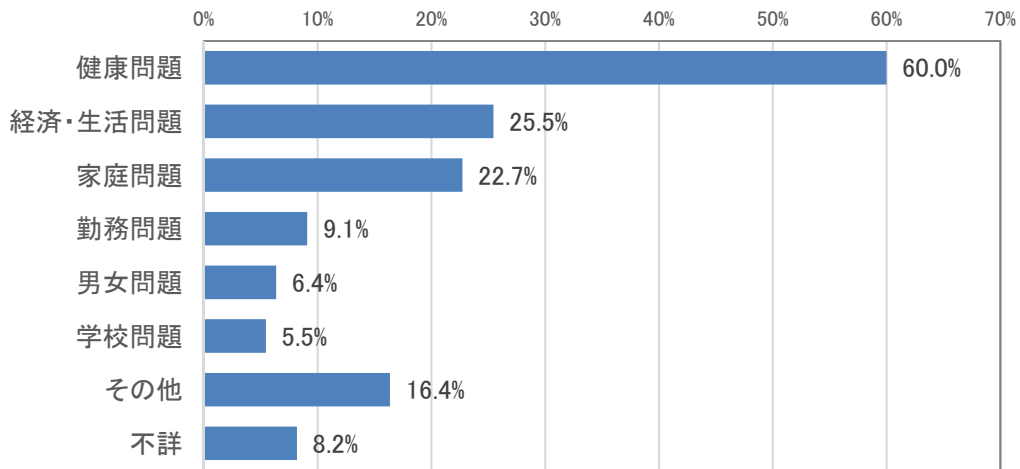


過去10年間の自殺者の同居人の有無の割合

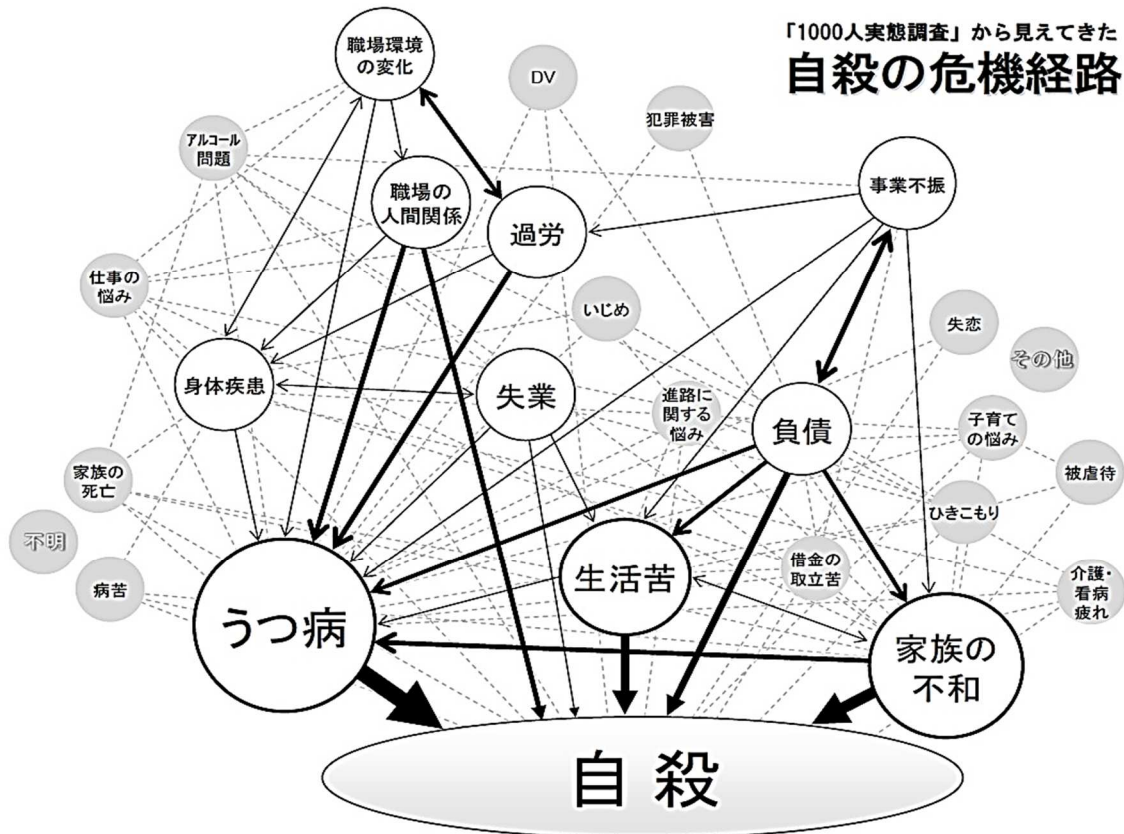


⑥ 自殺の原因・動機

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。



過去 10 年間の自殺者の自殺の原因・動機の割合



資料：NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク作成

NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンクが行った実態調査によると、自殺の要因は1つに限らず、平均すると4つの要因が連鎖して起きています。上の図の丸の大きさは要因が抱えられていた頻度を、矢印の太さは因果関係の強さを表しています。

(2) 「こころの健康に関する市民意識調査」の結果・分析

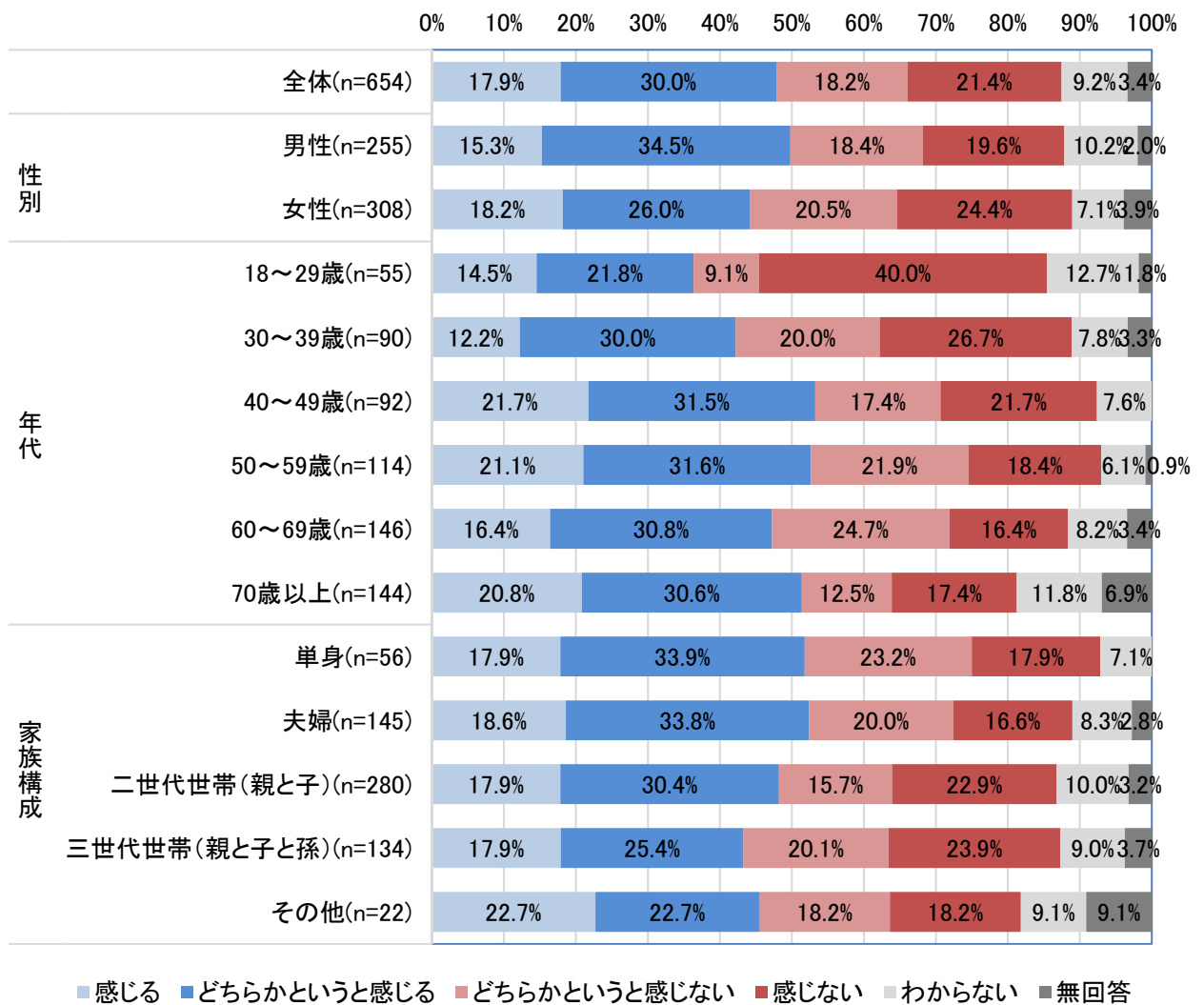
令和元年(2019年)8月に行なった「中野市民アンケート調査」(対象:18歳以上の市民2,000人)において、「こころの健康に関する市民意識調査」を実施しました。  
(回答者数:654人)

問1 悩みやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じますか。

悩みやストレスを感じたときに誰かに相談することについて、「ためらいを感じる」(17.9%)が約2割、「どちらかというと感じる」(30.0%)が3割と、半数近くが、ためらいを感じると回答しています。

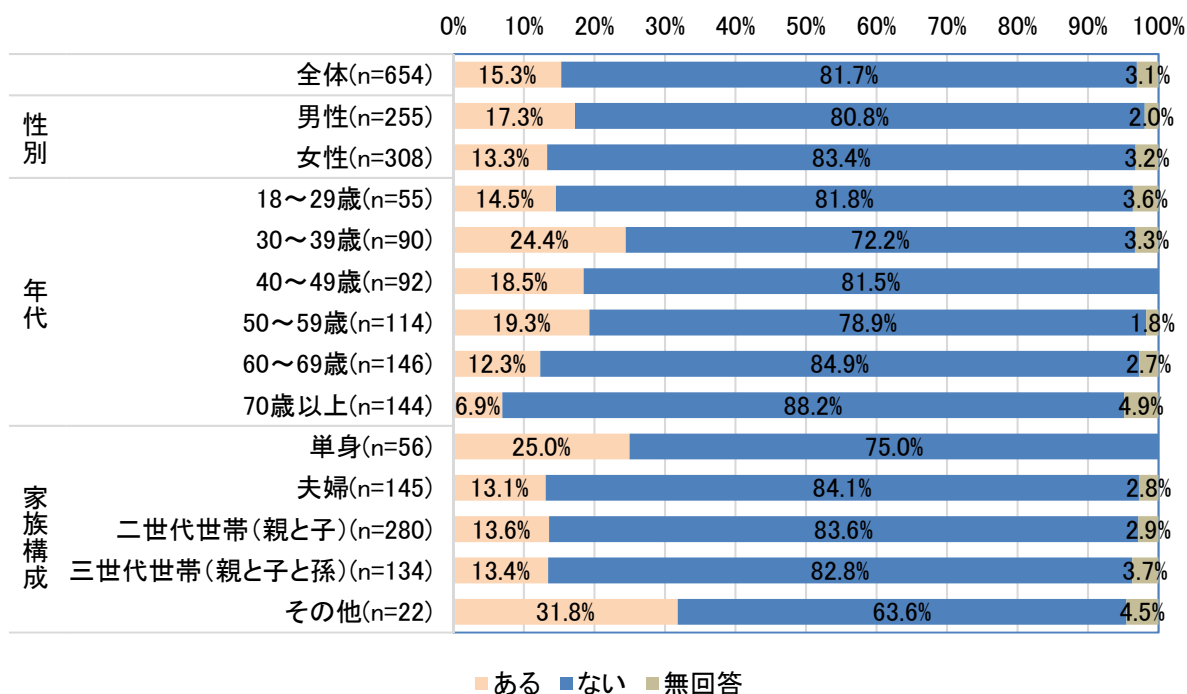
性別で見ると、男性では、「ためらいを感じる」と「どちらかというと感じる」が合わせて約5割と、女性よりもためらいを感じる割合がやや高くなっています。

年代で見ると、40代、50代と70歳以上で、ためらいを感じる割合が5割を超え、他の年代よりもためらいを感じる割合がやや高いといえます。



## 問2 これまでに、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

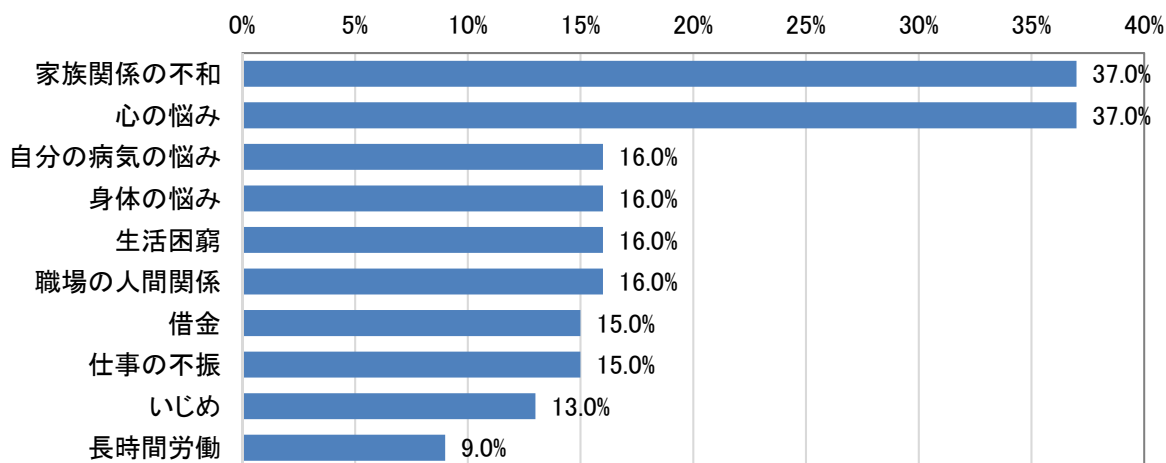
これまでに本気で自殺を考えたことがある人は、15.3%いました。  
性別で見ると、男性が17.3%と女性の13.3%よりもやや高くなります。  
年代で見ると、30代が24.4%と最も高く、次に、50代が19.3%、40代が18.5%と他の年代よりも高くなっています。



## 問3 前の質問に「ある」と答えた方に質問します。

自殺したいと本気で考えたのは、何が原因だと思いますか。  
あてはまるもの全てに○をつけてください。

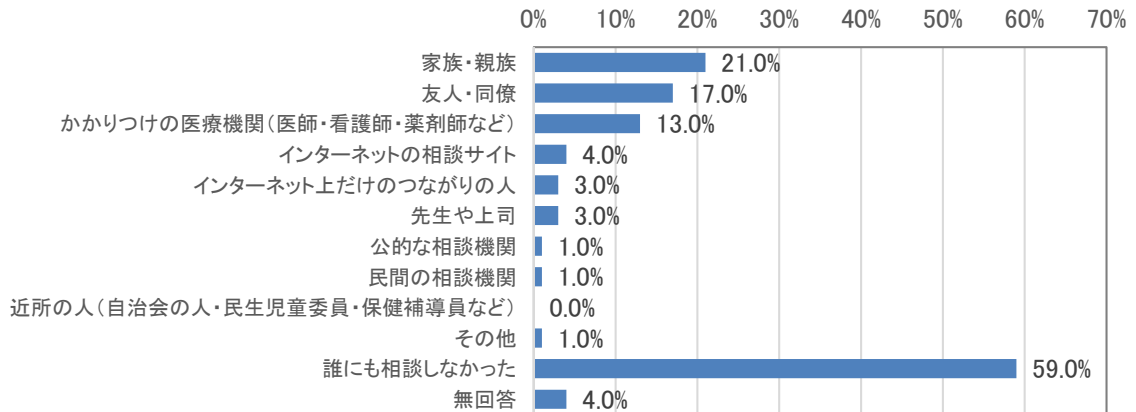
自殺をしたいと本気で考えた原因としては、「家族関係の不和」(37.0%)と「心の悩み」(37.0%)という回答が最も多くなっています。



自殺を考えた原因の上位10項目(複数回答)

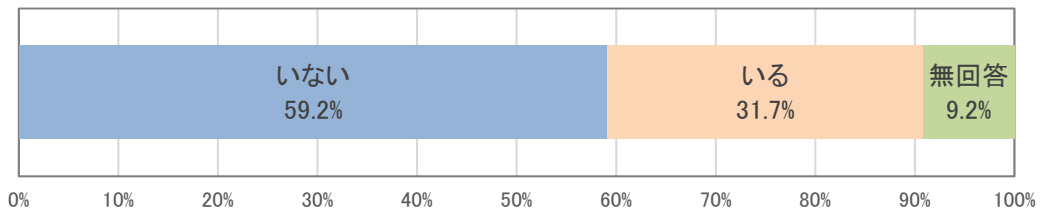
問4 問2の質問に「ある」と答えた方に質問します。  
 自殺したいと本気で考えたときに、誰に相談しましたか。  
 該当する全てに○をつけてください。

自殺を本気で考えたときに相談した相手としては、「誰にも相談しなかった」(59.0%)が約6割と、多くの方が相談しなかったと回答しています。  
 一方、実際の相談相手としては、「家族・親族」(21.0%)、「友人・同僚」(17.0%)、「かかりつけの医療機関(医師・看護師・薬剤師など)」(13.0%)となっています。

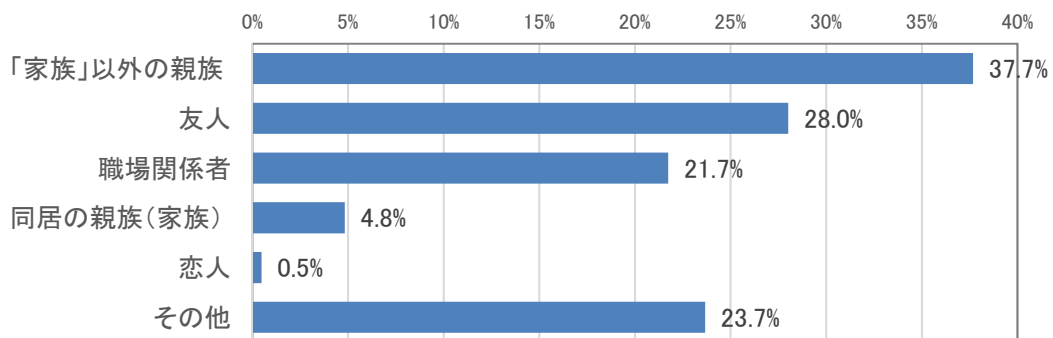


問5 周りで自殺をした方はいらっしゃいますか。  
 いらっしゃる場合は、その人との関係であてはまるもの全てに○をつけてください。

周りで自殺をした方がいる割合は、約3割となります。「家族」以外の親族、友人、職場関係者が自殺したという回答が多くなっています。



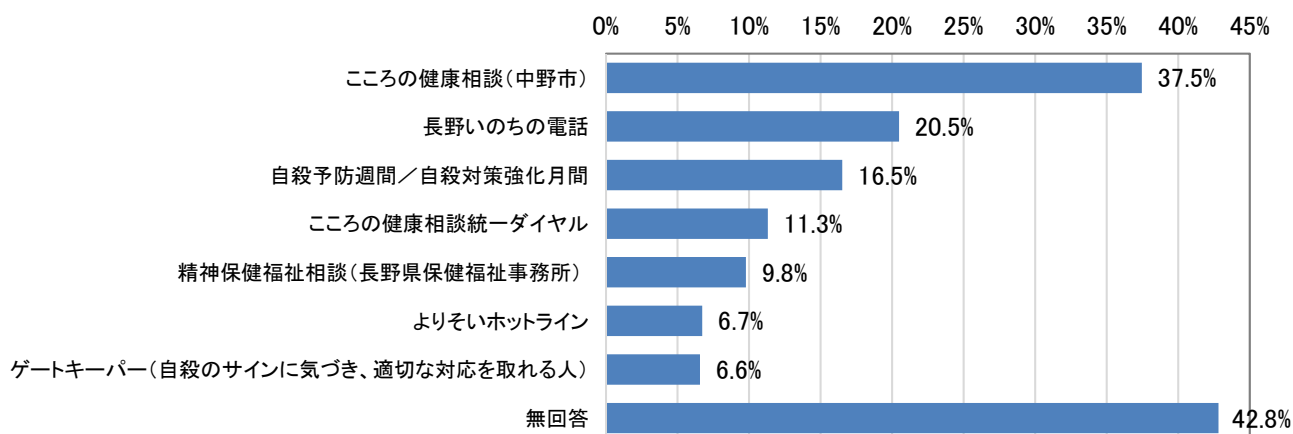
周りで自殺をした方の有無



「いる」と回答した方の自殺した方との関係(複数回答)

問6 自殺対策に関する以下のことについて知っていましたか。  
該当するもの全てに○をつけてください。

自殺対策については、「こころの健康相談（中野市）」（37.5%）を知っている人が約4割となります。いずれも回答していない無回答も約4割と、自殺対策に関する認知度はあまり高くないといえます。

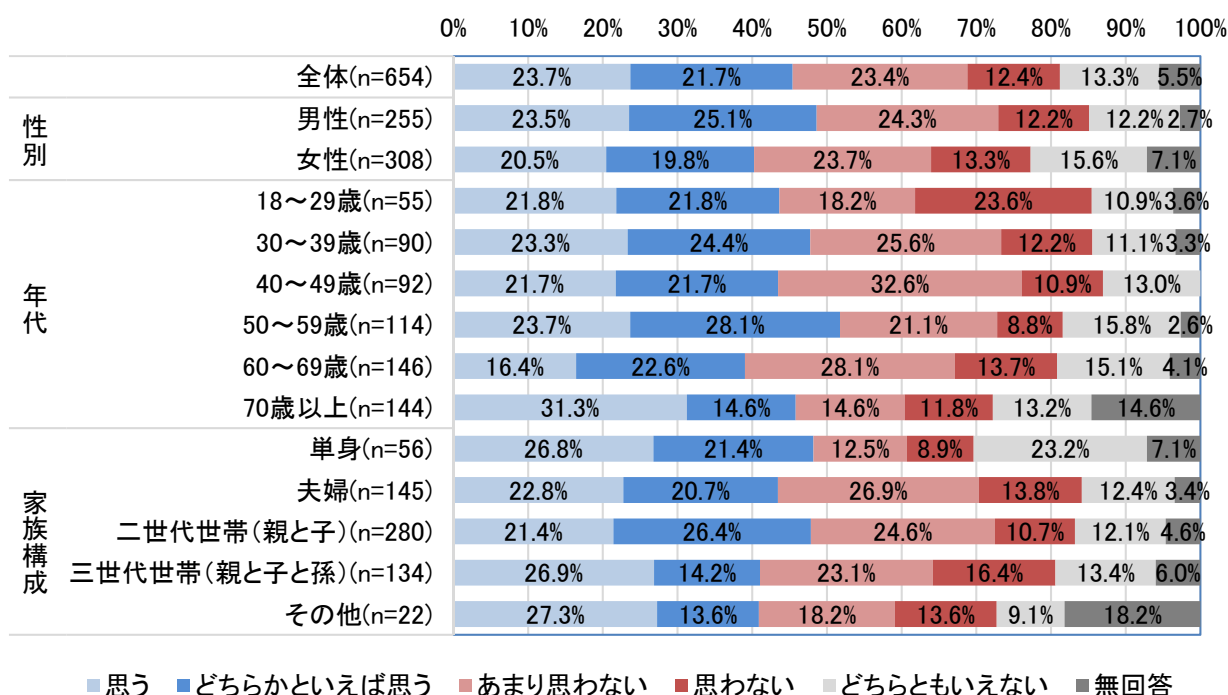


問7 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。

自殺対策が自分自身に関わる問題だと思う人は、全体の4割を超えています。一方、思わない人や関心がない人も5割を超えています。

性別で見ると、男性では約5割が自分自身に関わる問題とっていますが、女性では約4割と、男性よりも低くなっています。

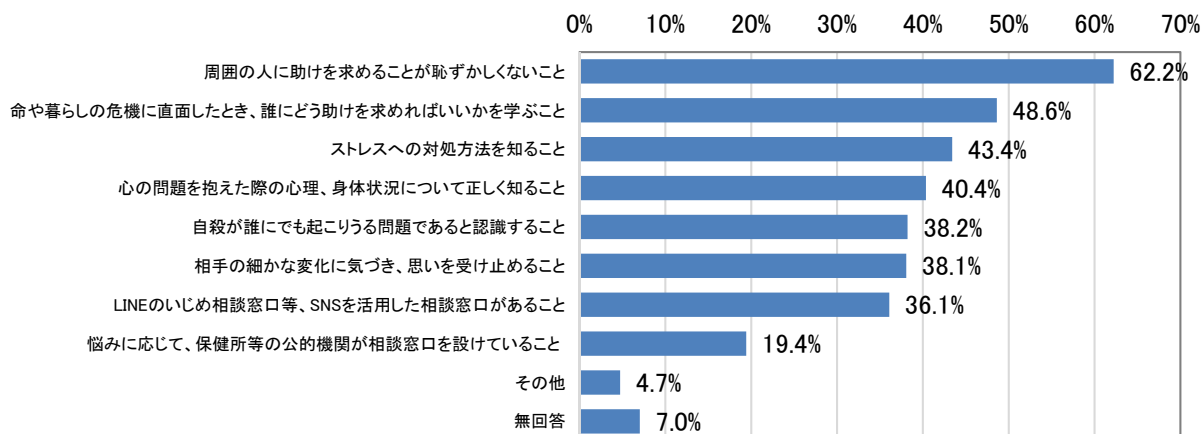
年代で見ると、50代が自分自身に関わる問題とと思っている割合が5割を超え、他の年代よりも高くなっています。



問8 児童生徒がどのようなことを学べば、自殺予防に効果があると思いますか。  
あてはまるもの全てに○をつけてください。

児童生徒が自殺予防のために学ぶべきこととしては、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」(62.2%)が約6割と最も多い回答となります。

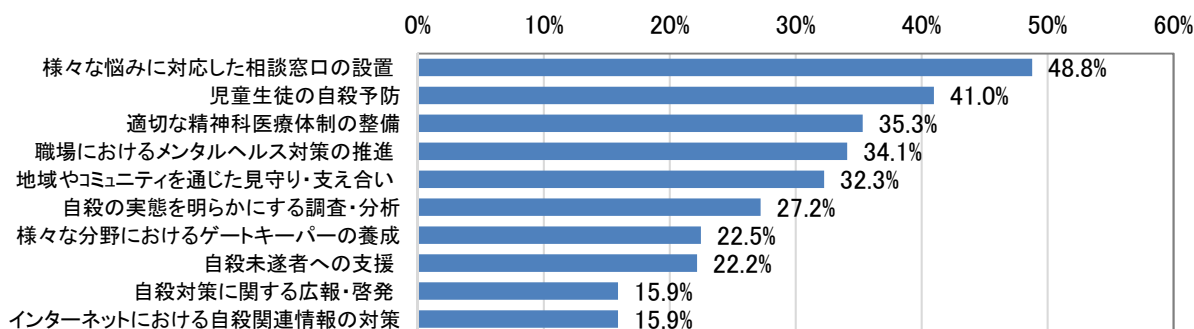
次に、「命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶこと」(48.6%)、「ストレスへの対処方法を知ること」(43.4%)、「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」(40.4%)という回答が4割を超えています。



問9 今後、どのような自殺対策が必要になると思いますか。  
あてはまるもの全てに○をつけてください。

今後必要となる自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」(48.8%)が約5割と最も回答が多くなっています。

次に、「児童生徒の自殺予防」(41.0%)、「適切な精神科医療体制の整備」(35.3%)、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」(34.1%)、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」(32.3%)という回答が多くなっています。



必要な自殺対策の上位10項目(複数回答)

集計上の留意点

回答率(割合:%)は、少数点第2位を四捨五入して、少数点第1位までを表記しました。このため、合計が100にならない場合があります。また、複数回答方式の設問では、回答率(割合:%)は回答者総数に対する回答数の割合を示しています。したがって、回答率の合計は100になりません。同様に、回答数の合計は回答者総数とは一致しません。

## 4 自殺対策における取組

### (1) 基本施策

「地域自殺対策政策パッケージ」(作成：自殺総合対策推進センター)を踏まえ、次の5項目を自殺対策における基本施策として推進していきます。

#### ① 市民への啓発と周知

自殺を考えるような危機に陥った時に、適切な支援を受けるためには、自殺対策や自殺への対処方法などについて、事前に市民が情報を理解していることが重要となります。

自殺対策に対する誤解や偏見を解消するとともに、自殺やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識を広めていきます。

また、ライフステージや相談内容に合わせた相談窓口情報の発信を行うほか、広報、リーフレットを活用し、市民向けの講演会の開催、自殺予防週間や自殺対策強化月間等での啓発活動を実施します。

#### 【市の具体的な取組み】

- ・自殺予防週間(毎年9月10日～16日)及び自殺対策強化月間(毎年3月)における啓発活動の推進(健康づくり課)
- ・広報等の媒体による自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及(健康づくり課・庶務課)
- ・うつ病等についての啓発活動の推進(健康づくり課)

#### ② 自殺対策を支える人材の育成

「生きることの包括的な支援」に関わる様々な分野の専門家や支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。

自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」を増やすための研修等を強化します。

#### 【市の具体的な取組み】

- ・様々な分野の専門家や支援者に対する自殺防止のための啓発(健康づくり課)
- ・様々な分野の専門家や支援者におけるゲートキーパーの養成(健康づくり課・庶務課)

### ゲートキーパーの役割

#### ①気づき

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

#### ②傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

#### ③つなぎ

早めに専門家に相談するよう促す

#### ④見守り

寄り添いながら、じっくり見守る

資料：精神保健福祉センター「ゲートキーパーのためのリーフレット」

③ 生きることへの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うことも重要となります。

「生きることの促進要因」となる、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等が高まるよう取り組みます。

【市の具体的な取組み】

- ・生活困窮者、育児不安者等への支援の充実  
（健康づくり課・福祉課・子ども相談室）
- ・自死遺族、自殺未遂者への支援の充実  
（健康づくり課・福祉課・高齢者支援課）
- ・自殺等の相談窓口情報の分かりやすい発信（健康づくり課）
- ・相談方法の多様化（健康づくり課・福祉課・高齢者支援課・子ども相談室）

④ 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限に効果を発揮するためには、行政のみならず、民間団体、企業、市民等が連携・協働することが重要となります。

これまで、保健、医療、福祉、教育、労働など、それぞれの分野で進めていた取組を、様々な分野で連携できるよう取り組みます。さらに、行政組織のみならず、民間の団体、企業等とも連携を図っていきます。

【市の具体的な取組み】

- ・地域における自殺対策関係機関、団体等の連携の強化  
（健康づくり課・福祉課・高齢者支援課）
- ・健康づくりに関わる団体との連携の強化  
（健康づくり課・福祉課・高齢者支援課・子ども相談室）

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

国全体の自殺死亡率は低下傾向にあるものの、20歳未満は概ね横ばい、20歳代、30歳代は他の年代層よりも減少率が低い状況となっています。

また、若年層の死因における自殺の割合が高いことから、子ども・若者の自殺対策に取り組んでいきます。特に、児童・生徒に対する教育を進めていきます。

【市の具体的な取組み】

- ・小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進（学校教育課）



## (2) 重点施策

本市の自殺の特性、社会環境・生活環境等を踏まえ、自殺総合対策推進センターが自殺者の傾向を分析しまとめた「地域自殺実態プロファイル」において、重点パッケージとして継続的に推奨している「高齢者」、「生活困窮者」のほか、県全体として課題となっている「未成年者」に対する対策の3項目を重点施策として推進していきます。

### ① 高齢者自殺対策

本市では、自殺死亡率は低くなっているものの、高齢者が占める割合は高い状況となっています。社会的に孤立した状態となりやすい高齢者に、早期に必要な支援をつなぐことのできるよう、高齢者向けの啓発活動を推進するとともに、支援関係者の自殺に関する知識の向上を図ります。

#### 【市の具体的な取組み】

- ・ 高齢者のための総合的な相談窓口の充実（健康づくり課・高齢者支援課）
- ・ 講座や教室等での高齢者の自殺に対する啓発（健康づくり課・高齢者支援課）
- ・ ひとり暮らし高齢者及び老々世帯への訪問指導（高齢者支援課）
- ・ 民生児童委員活動との連携（高齢者支援課）

### ② 生活困窮者等自殺対策

生活困窮者自立支援制度に基づく支援体制の強化を図るとともに、自殺対策との連携を図ります。

生活困窮や無職、失業状態にある人は、経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、様々な問題を抱えている中、誰にも相談できず、自殺に追い込まれる場合があると考えられることから、支援の必要な人に支援をつなげるよう取り組みます。

#### 【市の具体的な取組み】

- ・ 生活困窮者の自立支援と自殺対策との連携の強化（健康づくり課・福祉課）
- ・ 生活困窮者への就労支援の強化（福祉課）
- ・ 民生児童委員活動との連携（福祉課）

### ③ 未成年者自殺対策

未成年者が自殺のリスクを抱えた時に、学校をはじめとした機関が危機に対応できるよう、連携を深めていきます。

また、自殺のリスクを抱える前段階における予防策として、SOSを出すことを促す教育や「生きる支援」に関する相談先について周知していきます。

#### 【市の具体的な取組み】

- ・ 小中学校におけるSOSの出し方教育の推進（学校教育課）
- ・ 小中学校におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる支援の充実（学校教育課）
- ・ いじめ防止対策の推進（学校教育課）
- ・ 相談機関の周知（健康づくり課）
- ・ 児童虐待防止対策の推進（子ども相談室）

(3) 評価指標

本計画における自殺対策の取組について、評価指標を設定し評価します。

基本施策	指標	基準値 令和元（2019） 年度	目標値 令和6（2024） 年度
①市民への啓発と周知	自殺予防週間・自殺対策強化月間にあわせた街頭啓発	1回	期間中1回ずつ実施
	広報誌による啓発	「広報なかの」に記事掲載（年1回）	「広報なかの」に記事掲載（年1回以上）
②自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座受講者数（累計）	77人	500人
	ゲートキーパーの認知率	6.6%	30%
③生きることへの促進要因への支援	こころの健康講座の開催	年2回開催	年2回開催
	こころの健康相談の実施	年12回実施	年12回実施
④地域におけるネットワークの強化	総合相談会の開催（こころ・法律・仕事）	年2回開催	年2回開催
	中野市いのち支える自殺対策推進懇話会の開催	年2回開催	年1回以上開催
⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	小中学校におけるSOSの出し方教育の実施校	15校のうち11校	全11校

## (4) 市関連事業一覧

(令和2年3月現在)

## ○総務部

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業の捉え方
庶務課	職員の健康診断結果の指導、相談	産業医の指示等により、保健師が健診結果について指導、相談	▼住民からの相談に応じる職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱に記載されている「支援者への支援」につながる。
	職員のメンタルヘルス相談事業	職員のメンタルヘルスについての相談業務を精神保健福祉士に委託して実施。また、保健師による相談を実施	
	職員のストレスチェック	メンタルヘルス不調となることを未然に防止する「一次予防」を強化するため、職員のストレスの状況について検査を実施。結果よりセルフケア及び職場環境改善につなげる。	
	職員のメンタルヘルスに関する研修	職員のこころの健康を保つために、メンタルヘルスに関する研修会を実施	
	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	広報紙の編集・発行 ホームページ、フェイスブックによる情報発信	▼ゲートキーパー養成講座(適宜)やこころの健康相談の案内(毎月)など自殺対策に関する記事を掲載することで、地域住民への啓発を行う。
税務課	徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	▼納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげる体制がある。 ▼相談を受けたり、徴収を行う職員等がゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになり得る。

## ○健康福祉部

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	精神保健事業	精神保健福祉相談・訪問指導 ①精神保健福祉相談 ②訪問指導 ③普及啓発活動	▼精神保健事業に携わる職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、必要時に他の支援機関につなぐ等、その職員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。
	ゲートキーパー養成講座	身近な人の悩みに気づき、話を聴き、必要な支援につなげ見守る役割を持つ人を育成する。	▼こころの健康への理解を深め、周りの人の異変に気づくこと、気づいた場合に適切に行動すること、必要時に適切な相談機関につなぐこと等ができるよう、ゲートキーパーを養成する。
	ひきこもり相談支援	家族等からひきこもりの相談があった場合に支援する。	▼ひきこもりの問題を抱える家族及び本人に対して、個別相談を行い、問題解決に向けて対処法をともに考える。
	精神保健福祉に関する窓口の周知	精神保健福祉に関する窓口を周知する。	▼相談窓口一覧(県北信保健福祉事務所:自殺対策推進会議作成)を用いて様々な相談窓口を紹介することで、適切な相談機関につなぐことができる。
	こころの健康相談	精神疾患や心の健康について、相談支援を行い、必要に応じて次の支援につなげる。	▼専門の相談員による相談を定期的に開催(年 12 回)。心の悩み(うつ、精神疾患、ひきこもり等家族の悩み)やそれに伴う身体の不調に関する相談を受けることで相談者に寄り添い、悩みやストレスの軽減につなげる。相談者の自殺リスクの高まりが懸念されることから、状況により関係部署との連携により適切な支援を実施。案内リーフレット(健康・福祉カレンダー)を作成、配布し、支援につなげる。
	中高断酒会への協力	断酒会はアルコール問題を抱えている方とその家族の自主グループで、当事者同士の交流と、定期的な開催により断酒の継続を目指す。 保健師は月1回断酒会に参加し、当事者や家族の状況を確認している。	▼アルコールの問題を抱える方は、自殺のリスクが一般的に高く、家族も困難を抱えている場合が多い。断酒会の機会は、飲酒行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関が連携し、支援するためのきっかけになり得る。
	保健補導員活動事業	保健補導員活動を通じて、保健補導員が担当地域住民と交流を図り、助け合い支えあう地域づくりを推進するため、保健補導員会の活動を支援する。	▼保健補導員にゲートキーパー養成講座を受講してもらい、担当地域住民の状態把握について理解を深めてもらうことにより、保健補導員がリスクの高い担当地域住民を行政につなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	心の健康に関する健康教育(出前講座)の実施	心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。	▼健康教育(出前講座)の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図る。
	自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動	街頭啓発、広報活動	▼自殺予防週間・自殺予防月間にあわせた街頭啓発や広報活動(自殺に係る情報や相談窓口の周知等)により、地域住民への啓発を図る。
	いきいき健康講座	慢性的・長期的経過をたどり、重症化する恐れのある疾病等について、その予防や改善のための知識を普及し、市民の健康への意識向上を図る。テーマの一つに『こころの健康づくり』がある。	▼健康講座のテーマに自殺対策を取り上げたり、リーフレット等を配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。また、保健師による個別相談の場を設け、専門機関へつなげることができる。
	中野市血圧測定友の会	地域における血圧測定の実践を推進するための研究と活動及び資質の向上を図る。	▼学習会の中で、自殺対策を取り上げ、自殺の問題について理解を深めてもらうことにより、身近な人のちょっとした異変に気づくことができるようになり得る。また、住民から相談を受けた場合、早期に行政につなぐことにより、関係機関で支援が行えるようになる。
	データヘルス計画	国保データベース等から市の健康課題の分析、保健事業の評価を行う。	▼データヘルス計画により、市の健康課題に適した事業を行うことで、市民の健康や疾病に関する知識の向上や不安の軽減につながり、健康問題を要因とする自殺の予防になり得る。
	死亡統計	人口動態調査票より自殺者の人数、地区、死因等を把握し、統計資料を作成する。	▼統計情報により自殺者の傾向を把握し、自殺対策につなげる。
	健康相談	心身の健康に関すること、家庭における健康管理等について個別の相談に応じ、健康の保持増進を図る。	▼健康相談に来所される方はほとんどが母子である。育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。育児に関して相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。また、健康問題は、自殺に至る主な理由の1つである。リスクを抱えた方を把握して、必要な支援につないでいくための接点となり得る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	健康まつり事業	歩く健康づくりの実践を行うとともに、健康教育や血圧測定等を行い、日常のウォーキング等、健康づくりへの意識高揚を図る。	▼健康まつりの際に住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。
	食生活改善地区組織活動事業	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。(食生活改善推進協議会への委託事業)	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の困難を抱えている場合があり、自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。
	食生活改善推進協議会	地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するため、健康寿命の延伸を図る。	▼食生活に問題があり生活習慣病に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上困難を抱えて自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼推進員の学習会の中に、自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺リスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。
	はつらつ健康教室	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必用)を通じて地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。	▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。 ▼推進員の養成講座の中に、自殺対策の視点をいれこむことにより、推進員が自殺リスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応がとれるようになる可能性がある。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	各種健(検)診事業	生活習慣病等の疾病、または疾病につながるリスクを早期に発見し疾病を予防する。	▼健康問題は、ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」でも自死の1つの要因となっていることが分かる。疾病を早期に発見することで、疾病が重症化・深刻化しない。また、各種健(検)診の機会を活かし、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援への接点になり得る。
	健(検)診事後指導	保健師等専門職が事後指導を行い、対象者の行動変容(生活習慣改善など)を支援する。	▼健診の事後指導において、食事・運動の改善の効果として、身体疾患のみならず、うつ病やアルコール依存症など自死との関連が高い疾病の予防・改善にもつながる。対象者とともに生活習慣を考えていくことは、生きる支援につながる。
	糖尿病対策事業	中野市の健康課題である糖尿病予備軍・糖尿病を健診等で発見し、糖尿病の発症予防や重症化を予防する。また未受診者を医療につなげる。対象者へ個別の保健・栄養指導やポピュレーションアプローチ(講演会等)を行う。	▼糖尿病など慢性疾患は、長期の経過を辿り、本人及び家族の生活・経済・介護負担となる。ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」でも家族の不和、失業、生活苦は自死の要因の1つである。合併症、人工透析(週3回半日の通院が必要で、就労にも影響する)など新たな障がいの予防につなげることは、本人及び家族の生活の質の向上にもつながる。また、経済問題の相談のきっかけともなり得る。
	母子保健(母子健康手帳交付等)	母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票の交付時面接	▼本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。 ▼保健師による妊婦全員に対する面接、妊産婦・子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。 ▼産後うつ等の周産期に関わる相談先を周知することが出来る。
	母子保健(産婦健康診査)	産後うつや新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査に要する経費に対して助成を行う。	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺のリスクを高める場合がある。 ▼産婦健康診査助成事業を行うことで早期の段階から専門家が関与し、必要な指導・助言を提供することでそうしたリスクの軽減につながる。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	母子保健 (訪問事業)	乳児(新生児)等の訪問指導	▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る。
	母子保健 (乳幼児健診)	乳幼児健康診査	▼母親との面談時に異変や困難を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。
	母子保健 (子育て世代包括支援センター)	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。	▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。 ▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。 ▼保健師による妊産婦全員に対しての面接実施など、妊産婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
	母子保健 (こども発達相談)	こども発達相談(心理)	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)
	母子保健 (産後ケア事業)	母子の健康の確保及び育児支援を図るため、産婦及び乳児に対し、出産退院後の一定期間、市が委託する医療機関(病院、産婦人科医院、助産所)において必要な保健指導を実施する。	▼産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険がある。 ▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。



課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	母子保健 (育児教室・マタニティクラス)	・赤ちゃん体操・歯の健康・試食を含めた離乳食に関する教室 ・妊婦の健康・栄養・歯科指導、育児体験等の教室	▼育児教室・マタニティクラスを通じて、その他の不安や問題等についても聞き取り、問題を早期に発見・対応するための機会となり得る。 ▼妊産婦への支援の充実は、新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとして明記されている。
	母子保健 (1歳6か月児、2歳児、3歳児 歯科健康診査)	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う。	▼子どもに対する歯科健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。 ▼生活困窮家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含め、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。
	母子保健 (療育教室:のびのび教室・乳幼児保健相談)	親子で参加する療育教室	▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。 ▼必要時には別の関係機関へつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る。)
	なかの健康 ライフプラン 21 (第2次)	健康増進法に基づき策定した本プランの施策の一つとして、こころの健康について着実な推進、進捗管理等を行う。	▼自殺者の減少を目標として掲げており、相談窓口の周知や啓発活動の実施、関係機関との連携など、様々な施策推進を図ることができる。
	休日緊急診療所 運営事業補助	休日の急病患者に対する応急診療を実施する。	▼休日に応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクに関する問題を抱えているケースがあることも想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることで、より効果的な支援になり得る。
	電話健康相談 事業	健康に関する相談の利便性の向上のため、電話健康相談所を開設する。	▼電話での健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々の状況を聞きとり、適切な対応の推進につながり得る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
健康づくり課	健康づくり フェスティバル	健康づくりに対する知識及び意識の高揚を図るため、啓発事業を実施する中で、医師の協力により、よろず健康相談コーナーを開設する。	▼医師による気軽な相談コーナーを設けることにより、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応ができ、自殺リスクの軽減に寄与し得る。
	健康づくり ポイント事業	健康長寿のまちづくりの推進を目的に、市民の健康づくりへの意識向上、生活習慣の改善及び運動習慣の定着を図る。	▼各種健(検)診や健康まつり等のイベントにおいて、健康づくりを切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となり得る。
福祉課	民生児童委員 活動	民生児童委員による地域の相談・支援等の実施 民生児童委員に自殺予防のための気づき、支援等の研修の受講を勧める。	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。
	権利擁護の 仕組みづくり	・北信圏域権利擁護センター事業委託 ・暮らしと権利擁護に関する総合相談 ・成年後見人制度に関する相談支援等 ・権利擁護の普及・啓発 ・市民後見人(サポーター)養成とその支援	▼判断能力に不安を抱える方の相談支援をすることで、自殺のリスクを抱える対象者には、支援につなげるための機会となり得る。
	地域福祉推進 事業	地域福祉計画において目指している、みんなが生き生きと暮らしていける地域社会の実現に向けて、計画に基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、地域住民の多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民と行政が協働し、地域福祉推進体制を構築する。また、区の特性を踏まえた住民の意見を地域福祉計画の推進に取り入れる仕組みを整える。	▼地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークや会議体はその連動を進める上での要となり得る。 ▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集ならびに関係者間での情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることもできる。 ▼相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	障がい福祉計画策定・管理事業	障がい者計画及び障がい福祉計画の推進、進捗管理を行う。	▼障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ることができる。
	障がい児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援	▼障がい児をもつ保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
	訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・就労定着支援・共同生活援助等の訓練給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。
	障がい児地域療育等支援事業	在宅障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、都道府県が指定した支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児等及びその家族の福祉の向上を図る。	▼障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性がある。 ▼対応を行う職員がゲートキーパー養成講座を受講することにより、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解することで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。
	自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。
	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等の養護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。
	各種福祉制度の紹介・情報提供(チラシ作成)	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するチラシを作成・配布することにより、障がい者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	▼チラシの改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。
	生活保護各種扶助事務	最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために保護を行う。	▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。
	中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	▼言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な状況にある場合、安定的な生活が送れず、自殺リスクが高まる可能性がある。 ▼相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業) まいさぽ中野	生活の悩みや困難を聞き、自立と解決に向けた支援を行う。	<p>▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。</p> <p>▼そのため関連事業に関わるスタッフ向けの研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。</p>
	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金) まいさぽ中野	離職により住居を失った方、失う恐れが高い方に、再就職に向けた支援と一定期間の家賃相当額を支給する。	<p>▼住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高める恐れがある。</p> <p>▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺のリスクが高い対象者にアプローチする窓口、接点となり得る。</p>
	生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業) まいさぽ中野	滞納や借金など家計に問題を抱える方に、家計改善と家計の管理力を高める支援を行う。	<p>▼相談者の課題の背景には、家計に関わる課題だけでなく、家計以外の生活全般にわたる課題が影響している場合も多くあり、非常に重要な支援となる。また、借金問題は自殺に直結する大きな要因であり、債務整理を行い生活再建の支援を行うことは、自殺のリスクを下げる上で重要な役割を果たし得る。</p>
	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業) まいさぽ中野	住居を無くし生活に困窮している方に、一定期間、宿泊場所を提供する。	<p>▼住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高める恐れがある。</p> <p>▼宿泊場所の提供や衣食の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として極めて重要と言える。</p>
	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業等) まいさぽ中野	高校卒業資格がない、生活に困窮していて子どもの学習や居場所に困っている方に学習支援を実施する。	<p>▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。</p>

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
福祉課	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業) まいさぼ中野	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まるおそれがある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。
高齢者支援課	総合相談支援事業	地域の高齢者の実態把握や介護サービス以外の生活サービスとの調整を行う。	▼総合的に相談を受け入れることで、高齢者の情報を最初に把握することができる窓口となり得る。
	一般介護予防事業	地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者の自らの自主的な介護予防への取り組みを支援する環境整備を行う。	▼講座や教室等で高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について説明することで、同年代の高齢者への相談先情報等の周知の機会とすることができる。
	家族介護者交流会	介護従事者の日ごろの悩みの解消やリフレッシュ、情報交換の場を開設する。	▼養護者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し得る。
	権利擁護事業	成年後見人制度利用者の相談受託、高齢者虐待の早期発見・防止等権利擁護のための事業を実施する。	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性があり、事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報を把握し、支援につなぐための機会、接点となり得る。
	通所型サービス A・C	要支援認定者及び基本チェックリスト該当者が、閉じこもり予防等や自立支援に資する通所事業を行い、要支援または要介護状態となることを予防する。	▼交流機会の提供により閉じこもりを防止し、自殺予防を図る。
	看護師の訪問指導事業	独居登録された方及び老々世帯に登録された方を看護師が訪問し身体状況の確認とアドバイスをを行う。	▼高齢者の状況を定期的に把握することで、閉じこもり防止・早期発見・支援に繋げることで自殺予防を図る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
高齢者支援課	訪問型サービス事業	要支援認定及び基本チェックリスト該当者が、要支援または要介護状態になることを予防し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援する。	▼保健師等による訪問を行うことで、本人や家族の状態を把握し問題があれば関係機関に繋げる等、早期の自殺予防を図る。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者一人ひとりの状態変化に対応した包括的・継続的なケアマネジメントを後方支援するための業務を実施する。	▼他職種が集う事例検討会や介護支援専門員研修会において市の実態や自殺の現状を知り、知識を深めることにより関係している世帯全体への対応、相談機関へ繋げる等自殺予防を図る。
	生活支援体制整備事業	高齢者が地域の繋がりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な主体の参画を保ちながら日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参画の推進を一体的に図っていく。	▼地域での集いの場や生きがいづくり等の社会参加や日常での見守り、支え合い等を充実させることで、孤立を予防し生きる意味合いを実感し、うつや自殺予防を図る。
	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。
社会就労センター	授産施設・就労継続支援B型事業	利用者が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、就労・生活活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上を目的に必要な支援を行う。	▼障がい者等が抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となることで、自殺リスクの軽減に寄与し得る。

## ○子ども部

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
子育て課	子育て支援ショートステイ事業	保護者の疾病、出産、冠婚葬祭等の理由により家庭で一時的に養育が出来ない場合に、一時的に児童福祉施設において養育及び保護を行い児童の福祉の増進や家庭における子育てを支援する。	▼子どもの一時預かりは、家庭の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援を提供していくための契機となり得る。
	ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織の運営により、会員間での子育ての手助けを行う。	▼提供会員とセンターで依頼会員についての情報を共有し、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
子育て課	放課後児童クラブ等運営事業	放課後児童クラブ等の児童が下校後健全に充実した生活を送れるよう運営	▼児童の悩みや相談を受け止め、学校と家庭の連携を進めることで、いじめの未然防止となる。
	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	遊び場の提供、乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦にかかり、自殺のリスクが高まる恐れがある。保護者が集い交流できる場を設けることで、リスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点になり得る。
子ども相談室	子ども相談事業(子ども家庭総合支援拠点事業)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした実情把握及び情報提供、相談対応や総合調整などを行い、通所・在宅支援を中心とした継続的なソーシャルワーク業務を行う。	▼生活や育児等の不安に関する相談に早期から応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、様々な関係機関と連携しながら支援に繋げることが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。
	子ども相談事業(中野市子どもサポート連絡協議会の運営)	児童虐待防止対策の充実(支援対象児童等の早期発見、関係機関連携での情報・課題共有、適切な支援体制づくり)	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。
保育課	保育料等納入事務及び納入相談	保育料等滞納者に対する利用料徴収事務及び相談受付	▼保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えており払いたくても払えない状態の方もいるため、そうした保護者の状態を把握し必要な場合には適切な機関へつなげる役割を担えるようにできる可能性がある。
	保育所等における子育て相談	保護者の育児等の悩みを解消するため、保育士等による乳幼児等の子育て相談	▼保育所に通う乳幼児や特別な支援を要する児童等の育児の悩みを抱える保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図ることで自殺リスクの軽減につながり得る。



## ○くらしと文化部

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
消費生活センター	消費生活相談	消費生活に関わる相談に対し助言を行う。当センターで解決できないような案件については、専門家への相談機会を紹介する。	▼消費者の中には、多重債務など抱えている問題が深刻で、今後の生活に支障をきたすような方も見受けられるため、関係機関による継続的な支援を行うことができれば、問題解決につながる仕組みとなり得る。
人権・男女共同参画課	女性相談	多様化する女性の様々な相談に対応するため、相談窓口を設置	▼女性の様々な問題の相談に応じている。問題内容により関係機関と相談、連携することで、各種支援へとつなぎの接点になり得る。
	男女共同参画セミナー	女性のエンパワーメントに貢献する。	▼自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助する。
人権センター	人権相談	社会的に弱い立場にある人の生活相談に応じ、自立支援の指導・助言を行う。	▼人権に関わる様々な問題の相談に応じている。問題内容により関係機関と相談、連携することで、各種支援へとつなぎの接点になり得る。

## ○経済部

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
営業推進課	中小企業資金融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低利の融資あっせん</li> <li>・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成</li> <li>・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助</li> <li>・経営支援融資(災害緊急)を利用した事業者に対する助成金の補給</li> </ul>	<p>▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。</p> <p>▼健康経営促進に向けた PR 案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。(それらは労働者への生きることの包括的支援につながり得る。)</p>

## ○建設水道部

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
都市計画課	市営住宅事務	市営住宅の入居に関する相談等事務	▼市営住宅は、民間賃貸住宅と違い、入居者の収入等考慮し家賃が決定されることから、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる市民に対する有効な窓口となり得る。
	市営住宅家賃滞納整理対策	家賃滞納している使用者に対する家賃収納事務	▼著しく低収入である入居者に対し条例の規定に基づき減免を認めたり、分納による滞納家賃の納付を認めることで、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる市民に対する有効な窓口となり得る。
上下水道課	上下水道料金徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金滞納者に対する料金徴収事務</li> <li>・給水停止執行事務</li> </ul>	▼上下水道料金徴収業務を担当する職員が、ゲートキーパー養成講座を受講することにより、滞納している家庭に対して必要に応じ、相談機関を紹介する等の対応が取れる可能性がある。 ▼滞納者に対する通知書等に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、情報周知を図ることができる。

## ○豊田支所

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
地域振興課	各種相談の受付窓口	住民からの納税、健康、福祉などの各種相談を受け付け、必要に応じ、各担当課等へつなぐ。	▼必要な助言を行ったり、適切な支援先へつなぐことにより、自殺リスクの軽減に寄与し得る。

## ○教育委員会事務局

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
学校教育課	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務を行う。	▼奨学生やその保護者との面談時に、家庭状況などの聞き取りを行うことで、他機関につなげて包括的な支援を行うことが可能になる。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
学校教育課	就学援助及び特別支援学級就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品費等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し就学奨励費の補助を行う。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。
	学校支援ボランティア事業	小・中学校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援する。コーディネーターの研修会を開催しスキルアップを図る。ボランティアガイドブックやボランティア登録のチラシを作成し、広報を行い活動の更なる活性化を図る。	▼コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ることができる。
	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童・生徒を育てることを目的とする。	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童・生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できれば、自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。
	いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。	▼いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子供が周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童・生徒の自殺防止に寄与し得る。
	教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、相談員等が受け付ける。	▼専門的な知識を有し、教育相談業務について熟知している相談員等に相談できる機会を提供することで、早期の問題発見、対応に寄与し得る。
	スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	▼様々な課題を抱えた児童・生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている可能性も推定される。 ▼スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童・生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。

課等名	事業(業務)名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方
学校教育課	スクールカウンセラー活用事業	臨床心理士等の専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを活用し、様々な課題を抱えた児童・生徒及び保護者等に対し、相談や支援等を行い、課題解決への対応を図る。	▼様々な課題を抱えた児童・生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている可能性も推定される。 ▼スクールカウンセラーによる相談や支援を行うことは、児童・生徒や保護者の自殺リスクの軽減に寄与し得る。
	不登校児童・生徒支援事業	①不登校児童・生徒を対象にした支援教室を設置 ②不登校児童・生徒の自立を援助する学習・生活指導等の実施 ③不登校児童・生徒の保護者に対する相談活動の実施	▼不登校児童・生徒とその保護者から相談のあった場合に、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとることで、早期の問題発見・対応に寄与し得る。
	教職員労働安全衛生事業	①労働安全衛生法に基づき、職員50人以上の職場衛生委員会を設置するとともに、産業医を任命し、職員の健康管理を行う。50人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行う。 ②教職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	▼学校職員の健康管理を通じて学校職員に対する支援の充実を図ることができる。 ▼ストレスチェックの結果を活用することで、教職員に対する支援の強化を図ることができる。
	就学相談事務	特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して、一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	▼学校生活において特別な支援を要する児童・生徒が抱える様々な困難に対し、各々の状況に応じた支援を行うことで、不安や困難の解消を図るとともに、保護者の相談に応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。
	SOSの出し方に関する教育	命の大切さを感じるとともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、自らSOSを発信する力と、SOSを周囲が受けとめる力を育てる教育を実施する。	▼思春期特有の不安定な気持ちを抱える児童・生徒に対し、SOSの発信方法とSOSを受ける側の環境を整えることで、児童・生徒が抱える不安を取り除き、安定した気持ちで学校生活を送ることができる。
生涯学習課	中野まなびい塾	住民からの要請により、職員が地域に出向いて市が行っている仕事を分かりやすく伝える。	▼「こころの健康を保つために」(ゲートキーパー養成講座)を受講することで、より多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていただくことができる。
市立図書館	自殺対策強化月間における特設コーナーの設置	期間中、館内に特設コーナーを設置する。	▼自殺対策強化月間にあわせ特設コーナーを設置することにより、正しい知識の普及啓発を図るとともに、いのちの大切さやこころの健康について考える機会とすることができる。

(5) 関係機関・団体 関連事業一覧

※ 中野市いのち支える自殺対策推進懇話会の構成団体の事業を記載しています。

(令和2年3月現在)

機関・団体名	事業(業務)名	事業概要	支援内容等
飯山公共職業安定所 (ハローワーク飯山)	職業紹介事業	職業相談・職業紹介・職業訓練、雇用保険・雇用対策を一体的に実施。	▼個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行う。
NPO 法人 ぱーむぼいす	相談事業	学校生活、家庭学習、日常生活に不安等がある青少年を対象に、本人や保護者からの相談を受ける。	▼学校や行政機関、医療機関と相互に連携し、本人に合った支援を探す手伝い(援助)をする。
	学習・生活支援事業	発達障がいがある、学習の定着が困難、集中力が続かない等、学校での学習に不安のある小学生・中学生・高校生の学習支援を行う。	▼学習に強い抵抗感を持つ子どもが学習支援を通して学習に自信を持ち、それにより学校生活にも自信を持てるよう援助する。
	就労支援事業	就職すること、仕事を続けていくことに不安を感じている青少年のために、職について勉強し、仕事に必要なスキルを身につける学びの場となるよう支援する。	▼訪問・通所支援、所内での内職作業、職場見学・職場実習、面接やマナー等の座学による学習、自治体等と連携した支援プログラム(まいさぼ)により、就労に向けた支援をする。
社会福祉法人 高水福祉会	北信圏域障害者総合相談支援	障がい児・者、難病患者、その家族のための相談 ・子ども・療育に関する相談 ・総合的な相談、福祉サービスに関する相談 ・働く場・就労に関する相談 ・生活に関する相談	▼専門スタッフが様々な相談に対し、地域の関係機関と連携し、支援する。
中野労働基準監督署	総合労働相談	職場のトラブルに関する相談や、解決のための情報提供をワンストップで行う。	▼人間関係に起因するトラブルや労働基準法に関する相談、労災保険に関する相談に対し、問題解決のための助言及び事業場に対する指導を行う。
中野警察署	警察安全相談	関係機関の教示及び関係機関と連携した対応による相談の解決	▼各種相談について、適切な窓口への相談を促すとともに、相談者の同意を得た上で各機関に情報提供し、問題の解決を図ることで自殺のリスク要因を軽減させる。

機関・団体名	事業(業務)名	事業概要	支援内容等
中野警察署	青少年いじめ対策	関係機関と連携した対応による相談の解決	▼いじめに係る相談があった場合、相談者の同意を得た上で関係機関に情報提供するとともに、暴行などの違法行為があれば事件化するなど積極的に介入して、いじめの根本的な解決を図ることで自殺のリスク要因を軽減させる。
	犯罪被害者支援	犯罪被害者の立場に立った対応による精神的・経済的負担の軽減	▼犯罪被害者に対し、心配事の聴取、刑事手続きの教示、捜査状況の情報提供、カウンセリング制度や経済的負担を軽減するための制度の教示などを行い、犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減する。
	行方不明者搜索	早期発見活動	▼自殺のおそれのある行方不明者については、自殺に至る前の早期発見に努め、発見時には各種相談と同様に自殺の動機に関連する問題の解決を図ることで自殺のリスク要因を軽減させる。
岳南広域消防組合 (中野消防署) (豊田消防署)	救急救助業務	出場現場における自殺企図者への対応と医療機関及び警察を中心とした関係機関への情報提供	▼自殺企図者事案の出場現場で聴取した確定情報を関係機関(医療機関を含む)に提供することにより支援につなげる。
	その他(相談等)	119番通報以外での自殺関係の入電に際して、関係機関を教示する	▼自殺に係る相談があった場合、関係機関に情報提供し、支援につなげる。
中野市 社会福祉協議会	相談事業	①心配ごと相談(日常の悩みごとについての相談) ②法律相談(財産・相続・金銭貸借・離婚等との法律に関する相談) ③福祉相談(福祉の制度・福祉の関係機関等に関する相談)	▼日常の悩みごと、財産・相続・金銭貸借・離婚等の法律に関すること、福祉の制度・福祉の関係機関等に関することなど、様々な相談に応じることで、支援が必要な方々の状況を聞きとり、適切な対応につなげる。

機関・団体名	事業(業務)名	事業概要	支援内容等
中野市 社会福祉協議会	日常生活 自立支援事業	高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用などに関わる相談や手伝い(援助)をする。	▼日常での福祉サービスの利用や日常での金銭管理等について支援し、利用者が日常生活を送るうえでの不安要素の解消につなげる。
	生活福祉資金 貸付事業	市社協が申込み窓口となり、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、地域の民生委員と連携して資金の貸付と必要な相談支援を行う。	▼世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。
	くらしの資金貸付 事業	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、地域の民生委員と連携して資金の貸付と必要な相談支援を行う。	▼災害、疾病、失業などにより一時的に生活費に困っている世帯に対し、生活を維持するために必要な資金を貸し付けることにより、当該世帯の自立更生を図り、安定した生活を送れるよう支援する。
	ふれあいの まちづくり事業	地域住民が主体となり、支援を必要とする地域住民に対し必要な支援を行うボランティア活動。 ・個別援助活動(見守り・支え合い活動、家事・介護援助活動) ・グループ援助活動(ふれあいサロンの開催、福祉イベントへの協力)	▼地域住民同士による見守り・支え合い・助け合いといった活動により、高齢者・障がい者・その他の支援を必要とする方々が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域・家で安心して生活を送れるよう支援する。
	フードバンク事業	市民の方々から食品を提供していただき、経済的に困窮した状態で食の確保に困っている人の自立支援や、子ども食堂の食糧支援等に活用する。	▼食の確保に困っている人の支援に活用することで、命をつなぎ生活再建に向けた支援を行う。また、子ども食堂等の運営を支援する。
	制服等リサイクル 事業	不用になった学生服、通学カバンを、市内中学校へ通学する子どものいる世帯で、なおかつ十分な所得が得られない世帯に給付する。	▼市民の方々から家庭で不用になった学生服、通学カバンを無償で提供していただき、十分な所得が得られない世帯の新生児に活用してもらうことで金銭的な負担を減らし、就学支援につなげる。

機関・団体名	事業(業務)名	事業概要	支援内容等
中野市民生児童委員協議会	相談・支援	地域における相談・支援・平常時からの見守り	<p>▼生活や介護などの諸課題について、地域の相談窓口として、行政機関等につなげる。</p> <p>▼ゲートキーパーであるという意識をもちながら相談者の話を聴き、適切な支援先につなげる。</p>
北信保健福祉事務所	精神保健福祉相談	精神科医師・保健師による心の相談	▼心の相談を行うことで、不安の軽減を図るとともに、状況により関係機関につなげる。
	くらしと健康の相談	弁護士による法律相談 保健師による健康相談	▼家庭問題、多重債務、失業や倒産、健康問題などの相談に応じ、問題解決を図る。
まいさぼ中野	生活困窮者自立支援事業	就労を中心とし、生活面、家族問題等に関する総合的な相談・支援	<p>▼経済的困窮や社会的孤立の状態にある方に、関係機関と連携し、支援する。</p> <p>※詳細は 26・27 ページに記載</p>

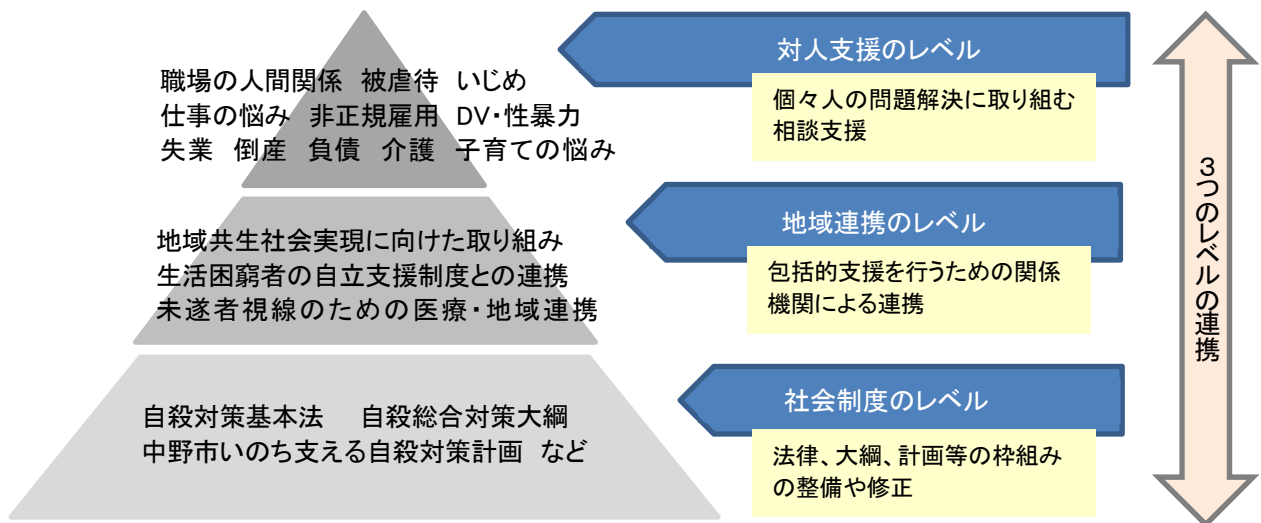


## 5 自殺対策の推進体制等

### (1) 計画推進のための連携

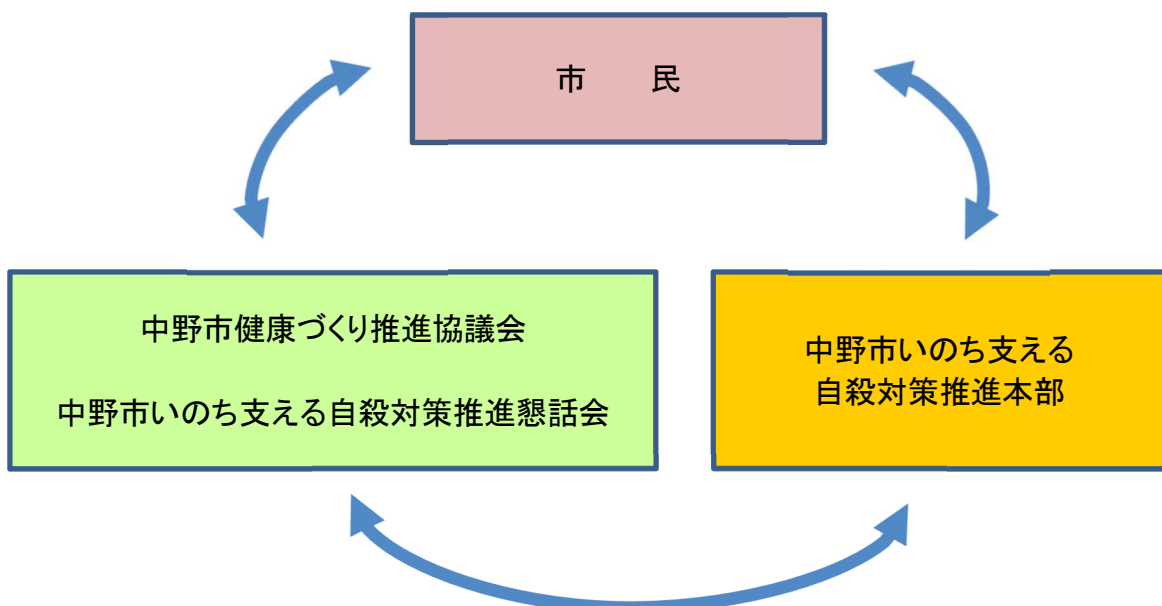
自殺を防ぐためには、「個人」だけでなく「社会」を対象とした対策が必要となります。

そのため、「社会制度」、「地域連携」、「対人支援」の3つのレベルの取組みが連動し、総合的に進められる活動を目指します。



### (2) 推進体制

行政責任者である市長を責任者とし、関係部局が参画するとともに、市民、地域の関係団体と連携を進め、本計画を推進していきます。



## 中野市健康づくり推進協議会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日告示第 56 号

### 中野市健康づくり推進協議会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 市民の健康づくり対策を積極的に推進するため、中野市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (職務)

第 2 条 協議会は、健康づくりのための方策を協議し、提言するものとする。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健医療関係団体から推薦のあった者
- (2) 保健衛生関係団体から推薦のあった者
- (3) スポーツ関係団体から推薦のあった者
- (4) 事業所関係から推薦のあった者
- (5) 識見を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長等)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の座長となる。

#### (幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

#### (会議の運営)

第 7 条 会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則 (平成 28 年 3 月 31 日告示第 38 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

●中野市健康づくり推進協議会 構成団体

団 体 名
中高医師会
飯水医師会
北信総合病院
中高歯科医師会
中高薬剤師会
中野市区長会
中野市衛生自治会
中野市保健補導員会
中野市食生活改善推進協議会
中野市血圧測定友の会
中野市健康を守る会
中野市スポーツ推進委員会
中野市農業協同組合
信州中野商工会議所
中野市老人クラブ連合会

## 中野市いのち支える自殺対策推進懇話会設置要領

### 中野市いのち支える自殺対策推進懇話会設置要領

#### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関及び関係する団体等が連携を強化し、中野市における自殺対策を総合的に推進するため、中野市いのち支える自殺対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び自殺対策推進に関すること。
- (2) 自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

#### (組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福祉関係団体の者
- (2) 教育関係団体の者
- (3) 関係行政機関の者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が座長となる。

2 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができるものとする。

#### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、健康福祉部健康づくり課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

●中野市いのち支える自殺対策推進懇話会 構成団体

団 体 名
飯山公共職業安定所
NPO 法人 ぱーむぼいす
社会福祉法人 高水福祉会
中野労働基準監督署
中野警察署
岳南広域消防組合
社会福祉法人 中野市社会福祉協議会
中野市民生児童委員協議会
北信保健福祉事務所
中野市生活就労支援センター（まいさぼ中野）

## 中野市いのち支える自殺対策推進本部要領

### 中野市いのち支える自殺対策推進本部要領

#### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、中野市における自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、中野市いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

#### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、総務部長、健康福祉部長、福祉事務所長、子ども部長、くらしと文化部長、経済部長、建設水道部長、消防部長、豊田支所長、会計管理者、教育次長及び議会事務局長をもって充てる。

#### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

#### (補助組織)

第6条 本部長は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長及び部会員を置き、本部員等の中から本部長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会は、本部長の命を受けて専門的事項についての調査研究等を行うものとする。

#### (事務局)

第7条 本部及び部会の事務を処理するため、事務局を置く。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

## [参考資料]

### 資料 1 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

平成 18 年法律第 85 号  
最終改正：平成 28 年法律第 11 号

#### 自殺対策基本法

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。



(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行う。その他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

##### (設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

##### (会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄)

(以下、省略)

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

## 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

## 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し



問5 周りで自殺をした方はいらっしゃいますか。  
いらっしゃる場合は、その人との関係で該当するもの全てに○をつけてください。

- |   |     |   |           |   |          |   |    |
|---|-----|---|-----------|---|----------|---|----|
| 1 | いない | 2 | 同居の親族（家族） | 3 | 「2」以外の親族 | 4 | 恋人 |
| 5 | 友人  | 6 | 職場関係者     | 7 | その他（     |   | ）  |

問6 自殺対策に関する以下のことについて知っていましたか。  
該当するもの全てに○をつけてください。

- 1 こころの健康相談（中野市）
- 2 こころの健康相談統一ダイヤル（長野県精神保健福祉センター）
- 3 よりそいホットライン（長野県）
- 4 長野いのちの電話
- 5 精神保健相談（長野県保健福祉事務所）
- 6 自殺予防週間／自殺対策予防月間
- 7 ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人）

問7 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思いますか。

- |   |      |   |            |   |         |
|---|------|---|------------|---|---------|
| 1 | 思う   | 2 | どちらかといえば思う | 3 | あまり思わない |
| 4 | 思わない | 5 | どちらともいえない  |   |         |

問8 児童生徒がどのようなことを学べば、自殺予防に効果があると思いますか。  
あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること
- 2 ストレスへの対処方法を知ること
- 3 周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと
- 4 相手の細かな変化に気づき、思いを受け止めること
- 5 悩みに応じて、保健所等の公的機関が相談窓口を設けていること
- 6 命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶこと
- 7 自殺が誰にでも起こりうる問題であると認識すること
- 8 LINE のいじめ相談窓口等、SNS を活用した相談窓口があること
- 9 その他（

問9 今後、どのような自殺対策が必要になると思いますか。  
あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1 自殺の実態を明らかにする調査・分析
- 2 様々な分野におけるゲートキーパーの養成
- 3 地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い
- 4 様々な悩みに対応した相談窓口の設置
- 5 危険な場所・薬品等の規制
- 6 自殺未遂者への支援
- 7 自殺対策に関わる民間施設への支援
- 8 自殺対策に関する広報・啓発
- 9 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 10 児童生徒の自殺予防
- 11 インターネットにおける自殺関連情報の対策
- 12 自死遺族等への支援
- 13 適切な精神科医療体制の整備
- 14 その他 ( )

※ この調査は、中野市民アンケート調査として実施していますので、記載の質問項目のほか、「性別」、「年齢」、「職業」、「居住地区(小学校区)」、「中野市での居住歴」、「仕事の場所(学業を含む)」、「家族構成」、「世帯の状況」、「お住まい」についても、回答をお願いしています。

## ① 心・身体の悩み

機関	保健師による相談窓口	専門相談等【対応者】
中野市	健康づくり課・福祉課 (0269) 22-2111	こころの健康相談【精神科医師・保健師】 予約制 月1回 14時～16時  健康相談【保健師・栄養士・歯科衛生士】 ・中野保健センター 毎週水曜日 10時～11時30分
	中野市電話健康相談所 (0269) 23-0300	健康に関する相談【保健師】 平日 8時30分～17時15分
北信保健 福祉事務所	健康づくり支援課 (0269) 62-6104	精神保健福祉相談【精神科医師・保健師】 予約制 第2月曜日 13時30分～ *思春期対象 第4水曜日 13時30分～

## ② 借金など経済問題の悩み（法律相談等）

機関	事業内容 【相談対応者】	実施日	担当部署 電話番号	備考
弁護士会 ・ 司法書士会	クレサラ 無料法律相談 【弁護士】	(月)～(金)  *担当弁護士と 相談のうえ決定	長野県弁護士会 事務局 (026) 232-2104	予約受付 (月)～(金) 9時30分 ～16時30分
	消費者トラブル ・少額トラブル 110番 【司法書士】	平日 12時～14時	長野県司法書士会 (026) 233-4110	※祝日・8月14日 ～16日、年末年始 を除く
法テラス	法制度の紹介 相談窓口の紹介 【相談員】	(月)～(金) 9時～21時  (土) 9時～17時	法テラスサポート ダイヤル 0570-078 374	無料法律相談 【弁護士】 (火) AM (木) PM  *利用には一定の 要件を満たす ことが必要です



機関	事業内容 【相談対応者】	実施日	担当部署 電話番号	備考
消費生活センター・中野市	消費生活・多重債務等に関する相談 【消費生活相談員】	平日 8時30分～17時	北信消費生活センター (026) 223-6777	
		平日 8時30分～17時	中野市消費生活センター (0269) 22-2201	消費生活：悪徳商法・振り込め詐欺・クーリングオフ等
福祉事務所 北信保健	くらしと健康の相談 【弁護士・保健師】	6月・9月 12月・3月の 木曜日 14時～16時	健康づくり支援課 (0269) 62-6104	予約制
中野市社会福祉協議会	財産・相続 金銭貸借 離婚等の法律に関する相談 【弁護士・相談員】	毎月第1・第3 月曜日 (暦によって 変更有) 13時30分 ～15時30分	(0269) 26-3111	予約制 対象は中野市の住民

### ③ 家庭問題の悩み

事業内容	機関		実施日	担当部署 電話番号
家族、夫婦、 男女関係、 子ども関連 等の困りごと、 配偶者等からの DVの相談	女性相談 センター		平日 8時30分 ～17時15分	女性相談センター (026) 235-5710
	男女共同参画センター “あいとぴあ”	女性相談	(火)～(土) 8時30分 ～17時  (金)のみ 8時30分 ～19時30分	(0266) 22-8822
		男性相談	第1・3水曜日 9時～11時  第2・4金曜日 17時30分 ～19時30分	(0266) 22-7111  ※祝日等、休みの時が あります。 詳細はお問い合わせ ください
	中野市		平日 8時30分 ～17時15分	福祉課 (0269) 22-2111
			平日 8時30分 ～17時15分	子ども相談室 (0269) 22-2111
	ひきこもり 等に関する 相談	中野市		平日 8時30分 ～17時15分
生活就労支援センター まいさぼ中野		平日 8時30分 ～17時15分	(0269) 38-0221	

#### ④ その他の相談窓口

相談内容	実施機関	電話番号	時間等
労働問題全般 (賃金、労働時間、解雇等)	中野総合労働相談コーナー (中野労働基準監督署内)	(0269) 22-2105	平日 8時30分 ~17時15分
	北信労政事務所	(026) 234-9532	
職業相談	ハローワーク飯山	(0269) 62-8609	平日 8時30分 ~17時15分
	中野市地域職業相談室	(0269) 23-4710	平日 8時30分 ~17時
生活就労相談	生活就労支援センター まいさぼ中野	(0269) 38-0221	対象は中野市住民 平日 8時30分 ~17時15分
	ほくしん圏域障害者就業・ 生活支援センター	(0269) 38-0615	平日 8時30分 ~17時
生活支援相談	北信圏域障害者総合相談 支援センター	(0269) 23-3525	平日 8時30分 ~17時 ※緊急の場合 24時間
警察安全相談 (DV、ストー ーカー、犯罪 被害等)	長野県警察本部内	#9110 または (026) 233-9110	平日 8時30分 ~17時15分 ※緊急の場合 24時間
	中野警察署	(0269) 26-0110	
	飯山警察署	(0269) 62-0110	
緊急医・ 当番医等紹介	岳南広域消防本部	(0269) 23-0119	24時間対応
	岳北消防本部	(0269) 62-0119	
精神科のある 医療機関 (中野市内)	北信総合病院	(0269) 22-2151	診療時間等は直接 お問い合わせください
	佐藤病院	(0269) 38-3311	
	さかえクリニック	(0269) 23-2405	
心配ごと・ 日常の悩み ごと相談	中野市社会福祉協議会	(0269) 26-3111	平日 13時~16時30分 お越しになる前に電話等 でお問合わせください
福祉相談			平日 9時~17時

<その他 自殺関連など心に関する相談窓口>

相談窓口	内 容
<p>こころの健康相談統一ダイヤル (長野県精神保健福祉センター)</p>	<p>“消えてしまいたい” “家族や知人に死にたいと訴える人がいる” “身内が自死をしてつらくてどうしようもない” 等の自殺に関連する相談 0570-064-556 平日 9時30分～16時</p>
<p>長野県精神保健福祉センター</p>	<p>精神障がい者の社会復帰、アルコール・薬物・ギャンブル依存、ひきこもり、発達障がい、自死遺族への心の相談、その他心の健康に関する相談 (026) 227-1810 平日 8時30分～17時15分</p>
<p>いのちの電話</p>	<p>悩んだり、孤独や不安に陥ったり、生きる目標が見えなくなったり、心が疲れて自分を見失っている人々に、電話を通して共に考え感じ援助することを目的とし、一人ひとりのいのちを大切に、悩んでいる人々の良き隣人として共に生きる輪を広げていこうとする活動です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖長野 (026) 223-4343</li> <li>❖松本 (0263) 29-1414 毎日 11時～22時</li> <li>❖ナビダイヤル 0570-783-556 毎日 10時～22時 全国の「いのちの電話センター」につながります</li> <li>❖フリーダイヤル 0120-783-556 (無料) 毎月10日 8時から翌日午前8時</li> </ul>
<p>「ひとりで悩まないで@長野」</p>	<p>中学生と高校生を対象に、学校のこと、友だちのことなどをLINEで相談できる窓口を期間限定で開設しています。実施日時は、年により異なります。各学校を通してQRコードが配布されます。 長野県教育委員会事務局 心の支援課 (026) 235-7450</p>

## 資料5

## 計画策定経過

日 程	会 議 名 等	内 容
令和元年 5月20日	第1回中野市いのち支える自殺対策推進本部	計画策定について
7月4日	第1回中野市健康づくり推進協議会	計画策定について
8月22日	第2回中野市健康づくり推進協議会	計画骨子案について
8月29日	第1回中野市いのち支える自殺対策推進懇話会	計画策定について 計画骨子案について
11月15日	第2回中野市いのち支える自殺対策推進懇話会	計画素案について
11月21日	第3回中野市健康づくり推進協議会	計画素案について
令和2年 1月27日	第2回中野市いのち支える自殺対策推進本部	計画案について
2月5日	議会全員協議会	計画案について
2月10日 ～ 3月10日	パブリックコメントの実施	計画案に対する意見 募集
令和2年3月	計画策定	

令和2年3月

中野市 健康福祉部 健康づくり課

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

電話：0269-22-2111（内線242）

FAX：0269-22-2295

E-mail：kenko@city.nakano.nagano.jp

ホームページ：https://www.city.nakano.nagano.jp/